

地区教養教室講師 殿

利府町生涯学習課長

地区教養教室の講師謝金振込依頼書について（依頼）

本町の教育行政につきましては、日頃格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。また、地区教養教室の講師をお引き受けいただき、ありがとうございます。

さて、町では、個人番号制度に伴う支払事務手続きのため、報酬等の支払に関する個人情報の取扱規程第2条第1項に基づき支払事務個人情報収集者を指定し、貴殿の個人番号について報告をお願いしております。

つきましては、別紙の振込依頼書に記入のうえ、地区教養教室開講までに御提出ください。振込依頼書御提出の際は、番号法*第16条に基づき、個人番号及び本人の確認が必要になります。

なお、今年度既に御提出いただいている場合は、提出不要となります。

記

- 1、個人番号及び本人確認に必要な書類…（1）～（3）のいずれか
 - （1）個人番号カード（写真付のもの）
 - （2）個人番号通知カード+運転免許証又はパスポート（写真付証明書）
 - （3）個人番号通知カード+保険証等の2つ以上の書類
（写真なしの証明書：健康保険証、年金手帳など）
- 2、提出方法
 - （1）提出場所 利府町役場 2階 生涯学習課文化振興係
 - （2）受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※番号法：国民一人ひとりに固有の番号を割り振り、社会保障や納税に関する個人情報を管理するマイナンバー制度について定めた法律

◆詳細については、裏面を御覧ください。

1 報酬（謝金）の支払について 振込依頼書に下記の個人情報が必要となります。

(1) 個人の口座番号

→謝金を指定された口座にお支払するため

(2) 氏名、住所、生年月日

→源泉徴収事務において、税務署に提出する源泉徴収票と市区町村に提出する給与支払報告書を作成するため

-----<平成28年1月1日から必要となります！>-----

(3) 個人番号

→行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：番号法[※]）の施行に伴い、上記の書類を作成するため、新たに必要となります

※番号法：国民一人ひとりに固有の番号を割り振り、社会保障や納税に関する個人情報を管理するマイナンバー制度について定めた法律

別紙「振込依頼書」に必要事項を記入のうえ、ご持参ください。

なお、記載内容の確認が必要になりますので、お手数ですが、次のいずれかを併せてご持参ください。

- (1) 個人番号カード（写真付のもの）
- (2) 個人番号通知カード+運転免許証又はパスポート（写真付証明書）
- (3) 個人番号通知カード+保険証等の2つ以上の書類
(写真なしの証明書：健康保険証、年金手帳など)

チェックリスト（ご持参前にご活用ください）

- 氏名、住所、生年月日、個人番号を記入した振込依頼書
- 個人番号通知カード または 個人番号カード
- 運転免許証 または パスポート または 健康保険証など写真のない証明書2つ以上

ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

利府町教育委員会 生涯学習課文化振興係（☎022-767-2197）